

保護司の人数と充足率について

保護司の定数は、保護司法で全国52,500人と定められています。

実人員はここ数年減少の傾向を示し、平成28年には7年ぶりにわずかに増加したものの、平成25年以降4万8千人を下回る人数となっています。

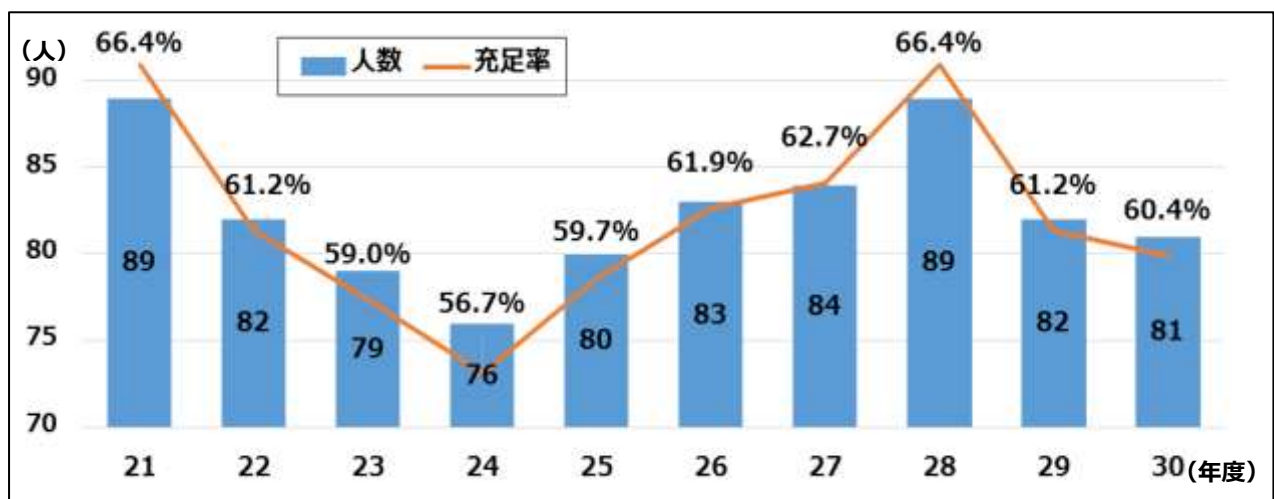
年齢構成や平均年齢の推移から、高齢化の進展も顕著であり、保護司の安定的確保が課題となっています。また、女性の比率は現在26.2%であり、徐々に高くなってきています。なお、数字は、各年とも1月1日現在のものです。

(更生保護ネットワークHP抜粋 <https://www.kouseihogo-net.jp/hogoshi/condition.html>)

全国における保護司の人数と充足率（定数 52,500 人）



杉並区における保護司の人数と充足率（定数 134 名）



* 年度末時点での人数（30年度のみ12月末時点）